

分譲住宅譲渡代金の返還請求権に対する質権設定承諾申請書

兵庫県住宅供給公社
理事長 糟谷 浩行 様

借入者_____ (以下「甲」という。) が、借入先_____ から下記第1項の借入金を借り入れるにあたり、保証会社_____

(以下「乙」という。) と締結した保証委託契約に基づく求償債務弁済の担保として、甲と兵庫県住宅供給公社 (以下「丙」という。) との間に締結した令和__年__月__日付け譲渡契約証書 (以下「契約書」という。) 第__条により丙が契約の解除権又は買戻権を行使した場合に生ずる甲の当該分譲代金返還請求権に乙のために甲が質権を設定することについて、承諾くださるようここに甲及び乙が連署して申請します。

なお、この申請に基づいて質権の設定にあたっては、下記第2項各号に掲げる条件により履行するものであることを特に確認します。

記

1. 甲の借入金債務条件

- (1) 金額 金_____円也
(2) 使途 _____の資金とするため
(3) 借入日 令和__年__月__日
(4) 最終弁済日 令和__年__月__日

※ 対象公社分譲物件の表示

① 物件名 _____号地

② 所在地 兵庫県_____市_____

- 添付書類 (1) 質権設定者の名義の土地(建物)の登記簿謄 (抄) 本のコピー
(2) 郵送希望の場合は、
・ 返信用封筒 (返送先を記入したもの)
・ 簡易書留又は配達記録郵便相当の切手

2. 確認条件

- (1) 丙が甲に譲渡した譲渡住宅にかかる契約書に基づき当該契約の解除権又は買戻権を行使した場合において、この申請書に基づき丙から甲に返還されることになる返還金額は、契約書第__条、第__条、第__条でそれぞれ定めた譲渡住宅にかかる、使用料相当額、違約金及び延滞損害金並びにその他の金銭債務の額の支払いを先順位として充当した後の残額とする。
- (2) なお、独立行政法人 住宅金融支援機構に対して負担する債務があるときは、返還金は当該債務額を控除した残りの額である。
- (3) 前号の定めにより、甲が受領することとなる返還金額が甲の乙に対する借入債務に達しない場合においても甲及び乙は丙に対して何等の異議を申し立てしないものとする。
- (4) 丙が第1号の解除権又は買戻権を行使した場合は、甲及び乙は当該土地建物に設定している抵当権等の物権その他当該土地建物の使用及び収益を目的とする権利を速やかに抹消すること。
- (5) 質権設定限度額は、買戻価格（譲渡代金）から上記(1)の当公社の使用料相当額、違約金等の債権及び先順位抵当権等の権利者の債権金額を差し引いた残金額以内とする。

令和 年 月 日

甲 住 所 _____
氏 名 _____ 実印

乙 住 所 _____
氏 名 _____ 実印

上記申請の質権の設定は、上記第2項各号に掲げる確認条件により履行することを条件に質権設定を承諾します。

令和 年 月 日

兵庫県住宅供給公社
理事長 糟谷 浩行